

特定化学物質一覧

第1類物質		第2類物質	
物質名	管理濃度	物質名	管理濃度
ジクロロベンジジン及びその塩	-	アクリルアミド	0.1mg/m ³
アルファ・ナフチルアミン及びその塩	-	アクリロニトリル	2 ppm
塩素化ビフェニル (PCB)	0.01mg/m ³	アルキル水銀化合物	0.01mg/m ³
オルト-トリジン及びその塩	-	インジウム化合物	-
ジアニシジン及びその塩	-	エチルベンゼン	20 ppm
ベリリウム及びその化合物	0.001mg/m ³	エチレンイミン	0.05 ppm
ベンゾトリクロリド	0.005 ppm	エチレンオキシド	1 ppm
		塩化ビニル	2 ppm
		塩素	0.5 ppm
		オーラミン	-
		オルト-トルイジン	1 ppm
		オルト-フタロジニトリル	0.01 mg/m ³
		カドミウム及びその化合物	0.05 mg/m ³
		クロム酸及びその塩	0.05 mg/m ³
		クロロホルム	3 ppm
		クロロメチルメチルエーテル	-
		五酸化バナジウム	0.03 mg/m ³
		コバルト及びその無機化合物	0.02 mg/m ³
		コールタール	0.2 mg/m ³
		酸化プロピレン	2 ppm
		三酸化ニアンチモン	0.1 mg/m ³
		シアン化カリウム	3 mg/m ³
		シアン化水素	3 ppm
		シアン化ナトリウム	3 mg/m ³
		四塩化炭素	5 ppm
		1,4-ジオキサン	10 ppm
		1,2-ジクロロエタン	10 ppm
		3,3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005 mg/m ³
		1,2-ジクロロプロパン	1 ppm
		ジクロロメタン	50 ppm
		ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)	0.1 mg/m ³
		1,1-ジメチルヒドラジン	0.01 ppm
		臭化メチル	1 ppm
		重クロム酸及びその塩	0.05 mg/m ³
		水銀及びその無機化合物	0.025 mg/m ³
		スチレン	20 ppm
		1,1,2,2-テトラクロロエタン	1 ppm
		テトラクロロエチレン	25 ppm
		トリクロロエチレン	10 ppm
		トリレンジイソシアネート	0.005 ppm
		ナフタレン	10 ppm
		ニッケル化合物	0.1 mg/m ³
		ニッケルカルボニル	0.001 ppm
		ニトログリコール	0.05 ppm
		パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	-
		パラ-ニトロクロロベンゼン	0.6 mg/m ³
		ヒ素及びその化合物	0.003 mg/m ³
		フッ化水素	0.5 ppm
		ベータ-プロピオラクトン	0.5 ppm
		ベンゼン	1 ppm
		ペンタクロルフェノール及びそのナトリウム塩	0.5 mg/m ³
		ホルムアルデヒド	0.1 ppm
		マゼンタ	-
		マンガン及びその化合物	0.05 mg/m ³
		メチルイソブチルケトン	20 ppm
		ヨウ化メチル	2 ppm
		溶接ヒューム	-
		リフラクトリーセラミックファイバー	0.3本/m ³
		硫化水素	1 ppm
		硫酸ジメチル	0.1 ppm

*表中、赤字は発がん性のおそれがあり、特別管理物質に分類されています。これらの化学物質を取り扱う作業場において、常時作業に従事する労働者については、作業記録を30年間保存しなければなりません。(特化則第38条の4)。